

資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について

公正な入札を執行するため、入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は下記により認めないこととしますので、ご留意ください。

記

1. 資本関係

次のいずれかに該当する場合

- (1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(1) (4) (5) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア. 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - イ. 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ウ. 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - エ. 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員
 - ②会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④組合の理事
 - ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社等の役員と他方の会社等の役員が夫婦の関係である場合
- (5) 一方の会社等の役員と他方の会社等の役員が親子又は兄弟姉妹の関係にある場合で、その者の住所地が同一である場合

3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4. 資本関係又は人的関係のある者の行った入札は、入札の条件に違反したとして無効とします。ただし、開札までに辞退し、資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加が解消されている場合はこの限りではありません。

令和 4 年 4 月 1 日以降に行う競争入札から適用します。

【用語の定義】

役員：代表取締役、取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役（代表執行役を含む。）

夫婦：法律上のもの

親子：民法上の規定による実子の他、養子及び特別養子の関係にあるもの

兄弟姉妹：血縁関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない

ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

香南市住宅管財課 管財係
(TEL：0887-57-7536)